平成２８年（フ）第２０２号
山形市上町３丁目９番３－303号　堀江マンション
債務者　高橋　尚達
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９号
山形市鉄砲町１丁目１番８号　モルゲンレーテ　103号
債務者　片倉めぐみ
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０号
山形市鈴川町３丁目17番25－344号　県営鈴川第２アパート３
債務者　山野邊あつ子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６号
北海道北見市高栄西町３丁目10番15号
債務者　荒井　夏子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１６５８号
さいたま市西区大字二ツ宮607番地１　カーサコモド201
債務者　鎌田留美子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３１７号
大阪府東大阪市源氏ケ丘23番19号
債務者　木戸雅子こと　朴　　雅子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０７１号
大阪市城東区成育２丁目１番１号　堀ビル201号
債務者　中島　好師
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１６号
大阪府東大阪市足代３丁目２番27－503号
債務者　池田　春香
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９９号
大阪市東住吉区鷹合２丁目１番25－512号、前住所堺市東区日置荘西町３丁28番33－103号
債務者　石口　伸介
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８８号
大阪市平野区瓜破東１丁目４番５－1206号
債務者　ＥＬＤヒブノセラピーカウンセリングルームこと　尾玉　知己
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０９号
大阪府東大阪市若江本町４丁目９番10号
債務者　辻野　宏司
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３５号
大阪府摂津市三島２丁目12番29号　岸田文化
債務者　居酒屋たけちゃんこと　武智　修三
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５３号
大阪市港区三先２丁目19番８－102号、前住所大阪市中央区東平２丁目１番22－1006号
債務者　沼野　賢二
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４号
山形県米沢市城西３丁目１番53号
債務者　久米沢直子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第８号
山形県米沢市窪田町窪田1774番地の３
債務者　嵐田　妙子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１３７１号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　２－304
債務者　浅見　信弘
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３６号
埼玉県上尾市本町２丁目９番７号　リバーストンM102
債務者　芳賀　晴美
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
埼玉県川口市赤井１丁目21番８号　矢野マンション103号
債務者　阿部　和之
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係